

岐阜県公報

第 六 百 二 十 六 号
令 和 七 年 九 月 三 十 日
(火曜日)

目 次

規 則

- 岐阜県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 四二九^ペ
- 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 四二九

人事委員会規則

- 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 委 員 会) 四三〇

告 示

- 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正 (統 計 課) 四三〇
- 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地 域 福 祉 課) 四三一
- 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定 (同) 四三一
- 指定医療機関の廃止の届出 (同) 四三一
- 指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出 (同) 四三二
- 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 四三二
- 道路の区域変更 (道 路 維 持 課) 四三三
- 道路の供用開始 (同) 四三五
- 指定納付受託者の名称等の変更の届出 (高 校 教 育 課) 四三六
- 選挙管理委員会告示 (選 挙 管 理 委 員 会) 四三六
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 四三六
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更 (同) 四三六

規 則

岐阜県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十五号

岐阜県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表警察本部長の項中「（警察署に所属する職員を除く。）」を削り、同表警察署長の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十六号 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第百八十八号）の一部を次のように改正する。 第五条第四項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。 十一 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十一第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。 附 則 この規則は、令和七年十月一日から施行する。	
人事委員会規則 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年九月三十日 岐阜県人事委員会 委員長 栗 山 知 岐阜県人事委員会規則第二十五号 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 別記第二号様式から別記第七号様式までの規定中「処分職を免けた日の翌日から起算して3か月」を「処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月」に「」	職を免けた日の翌日から起算して6か月」を「処分があつたことを知った日から6か月」に「」の日の翌日から起算して」を「の日から」に「できません。）。」「を「できません。）。」「を「の送達を受けた日の翌日から起算して」を「があつたことを知った日から」に改める。 別記第八号様式及び別記第九号様式中「命令書を受けた日の翌日から起算して3か月」を「命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月」に「命令書を受けた日の翌日から起算して6か月」を「命令があつたことを知った日から6か月」に「の日の翌日から起算して」を「の日から」に「できません。）。」「を「できません。）。」「を「の送達を受けた日の翌日から起算して」を「があつたことを知った日から」に改める。 附 則 この規則は、令和七年十月一日から施行する。
告示 二示 岐阜県告示第四百二十九号 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。 令和七年九月三十日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 「移住状況調査」を削る。	

岐阜県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
Uメディカルクリニック	多治見市京町一丁目二〇番地の一	令和七・七・二四
ビジョンこども発達クリニック	可児市中恵土三三三九番地三四五	令和七・八・一
みなくら訪問診療所	下呂市萩原町古閑四〇一番地四	同
赤井耳鼻咽喉科医院	大垣市御殿町二丁目五番地	令和七・八・四
ジェーシーエス調剤薬局 幸店	多治見市幸町八丁目五八番地の三	令和七・八・一
クスリのアオキ大佐野薬局	各務原市大佐野町二丁目一三六番地一	令和七・九・一
ユタカ薬局大垣本今	大垣市本今三丁目一〇九番二	同

岐阜県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機

関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社Cherful	愛知県尾張旭市印場元町五丁目二番地三五	チアフル訪問看護ステーション	関市小瀬二三五九	令和七・八・一
株式会社Link e ONE self	各務原市那加新加納町三三五〇一シエラトンINAM I I I A	訪問看護ステーションひまわり	各務原市鵜沼西町三丁目一六一一	同

岐阜県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さくらこどもリハビリクリニック	可児市川合二七四九一五六	令和七・七・三一

医療法人社団共寿会
共寿在宅診療所

下呂市萩原町古閑八七三十一

同

赤井耳鼻咽喉科医院

大垣市御殿町二一五

令和 七・ 八・ 三

いと う 歯 科

多治見市三笠町二丁目二番地

令和 七・ 七・ 二三

ジェーシーエス調剤薬
局 幸店

多治見市幸町八一五八三

令和 七・ 七・ 三一

岐阜県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者
等の名称訪問看護事業者等の
主たる事務所の
所在地

訪問看護ステーション等の名称

訪問看護ステーション等の所在地 変更年月日

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社 SOYOKAZE

旧 東京都港区北青山二丁目七番一三三号
新 東京都南青山二丁目五番一七号
株式会社 SOYOKAZE
青山ビルディング

短期入所生活介護 各務原市ショートステイそよ風

各務原市蘇原申子町一丁目七九一二

令和 七・ 九・ 一

ライフサポート株式会社

新 各務原市蘇原新栄町一丁目二五番地四

サファイール訪問看護ステーション

各務原市蘇原新栄町一丁目二五番地

令和 七・ 一〇・ 一

旧 岐阜市水海道五丁目一番地一二号

新 岐阜市鹿島町三丁目四番地

株式会社 SLC

旧 愛知県一宮市木曾川町黒田七二

訪問看護 あさがお

各務原市川島小綱町一九〇〇一七五フイアス小綱二〇八号室

令和 七・ 一〇・ 一〇

岐阜県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

[illegible]

道の種類		路線名		区間		区域変更前後別		敷地の幅員		延長		備考
大垣線		大垣市長沢町二丁目六〇番地先から 羽島市福寿町平方字土取 長良川堤防敷地先（一四〇番三）まで				前 後		二〇・五 三・三		五・一三・〇		
県道と江南線重用								ル（メートル）		ル（メートル）		

岐阜県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考
道 道		垂 赤 井 坂 線		大垣市榎戸町二丁目三番地先から 同 市青野町字三反田九 五八番二地先まで		後 前		二〇・〇 四・三		二五・六・三		
後		二〇・〇 四・三		二五・六・三								

岐阜県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考
道 道		青 栗 野 原 線		大垣市青野町字三反田九四七番一地先から 同 市同 町字同 四六番一地先まで		後 前		九・九 一・一		三・五		
後		九・九 一・一		三・五								

岐阜県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考
道 道		犬 多 治 見 山 線		多治見市宝町十二丁目五四番一地先から 同 市同 町同 番九地先まで		後 前		六・一 二・六		三〇・九		
後		六・一 二・六		三〇・九								

岐阜県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道							道の種類
一大宮垣線							路線名
南岐濃阜線							区 間
羽島市竹鼻町飯柄字西野間二二番一地从先から同市舟橋町字宮北六三六番一地从先まで							別前後
羽島市竹鼻町飯柄字西折戸一五八番一地从先から同市正木町新井字五丁目一四七番地先まで							変更に 区域 敷地の幅員 (メートル)
羽島市正木町須賀本村二六番地先から							延長 (メートル)
前							備考
五〇・一・八・二							
一〇・三・三・三							
一〇・三・三・三							
一三・四・二							
一三・四・二							
二〇・四・五							
二〇・四・五							
一・九三・六・〇							
一・九三・六・〇							
用線垣県と江道重南大							

正小 木熊線		岐阜 正阜線	
同市同町新井字五丁目一四七番地先まで		羽島市正木町須賀字宮東六四七番一地从先から同市同町須賀小松四五三番一地从先まで	
後	前	後	前
五〇・一・八・二	六・七・二	六・七・二	六・七・二
二・五三・〇	二・七・〇	二・七・〇	二・七・〇
用線垣県と江道重南大		用線垣県と江道重南大	

岐阜県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか)
上野線	美濃市大字御手洗字高平二七七番二地从先から同市大字同字同二七九番一四地先まで	令和 七年 九月 三十 日	二・五三・〇	平成 二五 年 七 月 二五 日	

岐阜県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 示年月日 ほか)
県道	南岐濃 阜線	羽島市堀津町字古宮前一〇五 三番一地先から 同 市同 町字同 六番一地先まで 一〇七	三・五	令和 七・九・三〇	令和 七・四・一

岐阜県告示第四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、岐阜県立高等学校の入学考査料の指定納付受託者であるソニーペイメントサービス株式会社から変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 変更事項

指定納付受託者の名称

（変更前）ソニーペイメントサービス株式会社

（変更後）S P ・ L I N K S 株式会社

指定納付受託者の事務所の所在地

（変更前）東京都港区高輪一丁目三番一三号

（変更後）東京都港区芝浦三丁目一番一号 田町ステーションタワーN
二 変更年月日
令和七年十月一日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

施設名称及び所在地

施設名称	所在地
株式会社ソニーペイメントサービス株式会社 入ホーム施設	可児市公民館2359—29

岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和七年九月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

名称の変更

変	更	後	変	更	前
国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学医学部附属病院			国立大学法人岐阜大学医学部附属病院		

令和七年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社